

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-25)

| 施策目標 | | 25 都市再生・地域再生を推進する | | | | | | 担当部局名 | 都市局 | | | 作成責任者名 | 都市政策課長 井崎 信也 | | | |
|------------------|---|---|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|--|--------------------|--|--------------|------------|---------|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | | 都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。 | | | | | | 施策目標の評価結果 | 政策体系上の位置付け | | | 7 都市再生・地域再生の推進 | | 政策評価実施予定時期 | 平成29年8月 | |
| 業績指標 | | 初期値 | 目標値 設定年度 | 実績値 | | | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 | | | | |
| | | | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | | | | | | | |
| 92 | 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合 | 86.7% | 平成23年度 | 86.7% | 86.6% | 82.9% | 81.4% | 79.8% | / | 82.0% | 毎年度 | 過去5年間(平成18年度～平成23年度の間)の実績は8.8ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、過去10年間(平成13年度～平成23年度)の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、UJターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。 | | | | |
| 93 | 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計) | 9,270ha | 平成23年度 | 9,270ha | 9,497ha | 9,917ha | 10,353ha | 10,825ha | / | 14,700ha | 平成28年度 | 民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。 | | | | |
| 94 | 文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数) | ①74件 ②115施設 | ①平成21年度 ②平成23年度 | ①46件 ②116施設 | ①53件 ②118施設 | ①51件 ②121施設 | ①66件 ②126施設 | ①集計中 ②130施設 | / | ①80件 ②140施設 | ①平成27年度 ②平成28年度 | ①つくば地区内の国際会議開催数。 ②関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。 ・研究施設(研究施設、技術開発施設) ・大学(大学、短大) ・文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・交流施設(文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・その他(基本方針または建設計画に掲げる施設等) | | | | |
| 95 | 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比 | - | - | 0.91 | 1.12 | 1.05 | 1.10 | 集計中 | / | 1.00未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) | 毎年度 | 半島振興法は平成27年3月31日が法期限とされていたが、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への定住の促進の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとする。 評価年度の半島地域内における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。 | | | | |
| 96 | 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合 | 60% | 平成24年度 | - | 60% | 62% | 63% | 68% | / | 約90% | 平成29年度 | 高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。また、今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。 このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。 特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成29年度を目途に全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。 | | | | |
| 97 | 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数 | 8 | 平成26年度 | - | - | - | 8 | 14 | / | 46 | 平成32年度 | 大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定。 | | | | |
| 98 | 立地適正化計画を作成する市町村数 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI】 | - | - | - | - | - | - | 1市町村 | / | 150市町村 | 平成32年 | 立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。 立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、平成32年までに着実に計画が作成されることを目指す。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を業績指標として設定】 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------------|---------------|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|------------------|--------|---|
| 99 | 自動二輪車駐車場供用台数 | 80.5% | 平成24年度 | - | 80.5% | 84.5% | 83.2% | 集計中 | | 100% | 平成30年度 | 平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するため、駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数及び自転車等駐車場における自動二輪車の受入台数を合わせた自動二輪車駐車場供用台数(注1)について、平成30年度末までに、自動車の駐車場整備比率(注2)に対する自動二輪車の駐車場整備比率(注3)が同等(100%;注4)となるように整備されることを目標とし、目標値を設定。 (注1) 自動二輪車駐車場供用台数には、自動車駐車場において自動車とスペースを併用している供用台数及び自転車等駐車場において自転車とスペースを併用している供用台数を含む (注2) 自動車の駐車場整備比率 = 整備済み自動車駐車場台数 / 自動車保有台数 (注3) 自動二輪車の駐車場整備比率 = 自動二輪車駐車場供用台数 / 自動二輪車保有台数 (注4) 業績目標値の算出方法・・・目標値 = 自動二輪車の駐車場整備比率 / 自動車の駐車場整備比率 |
| 100 | 中心市街地人口比率の増加率 | 前年度比0.83%増 | 平成25年度 | 0.04%増 | 0.7%増 | 0.83%増 | 0.09%増 | 集計中 | | 前年度比0.2%増 | 毎年度 | 街ながら居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。 |
| 101 | 物流拠点の整備地区数 | 79% (63地区) | 平成23年度 | 79% (63地区) | 83% (66地区) | 83% (66地区) | 84% (67地区) | 集計中 | | 100% (80地区) | 平成28年度 | 総合物流施策大綱(2009-2013)において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 |
| 102 | 主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率 | - | - | 前年度比+0% (約4%) | 前年度比+0% (約4%) | 前年度比+0% (約4%) | 前年度比+0% (約4%) | 前年度比+0% (約4%) | | 前年度比+0% (約4%) | 毎年度 | 人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 |

| 達成手段 (開始年度) | 28年度 行政事業レビュー 事業番号 | 予算額計(執行額) | | | 28年度 当初 予算額 (百万円) | 達成手段の概要 | 関連する 業績指標 番号 | 達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム) |
|---|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|---|--------------------|---|
| | | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| (1) 半島地域振興等に必要経費 (平成19年度) | 273 | 38 (38) | 36 (36) | 115 (47) | 111 | 地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的、広域的に推進するソフト事業に対する支援を行う。また、半島振興法の実施状況を確認し、評価を行うとともに、半島地域の社会経済情勢その他のデータ等の半島振興法の施行に必要な情報の収集・分析等を行う。 | 95 | - |
| (2) 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (平成20年度) | 274 | 293 (285) | 310 (214) | 270 (318) | 276 | 人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域)において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、市町村等が行う、必要となる既存の公共施設を活用した施設改修等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。 【補助率等】公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費の他、再編・集約に伴う廃止施設の除却費について補助する(補助率1/2以内)。 | 92 | - |
| (3) きめ細やかな豪雪地帯対策の 推進に要する経費 (平成25年度) | 275 | 34 (33) | 35 (35) | 35 (35) | 35 | 豪雪地帯対策特別措置法(H24.12改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な雪害体制の実現方策を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。 | 96 | - |
| (4) まちづくり関連事業 (昭和48年度)(関連:28-㉕、 ㉖) | 276 | 20,349 (15,417) | 17,500 (11,675) | 22,112 (14,458) | 20,779 | 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を支援する市街地再開発事業、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、まちの拠点となるエリアへの医療・福祉等の都市機能施設の整備を支援する都市機能立地支援事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。 地方公共団体向け補助は、平成22年度から原則、社会資本整備総合交付金に移行。 | 93,112 | - |
| (5) 都市開発資金貸付事業 (昭和41年度) | 277 | 14,689 (4,235) | 14,584 (6,381) | 9,561 (8,281) | 10,381 | ・用地先行取得資金の有利子貸付・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付・都市環境維持・改善事業(リアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付・民間都市開発推進資金の無利子貸付 | 93 | - |
| (6) 地域活性化推進経費 (平成16年度) | 278 | 26 (25) | 12 (11) | 50 (50) | 25 | 都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、持続可能な都市づくりの実現に向けた評価手法や、ICTを活用した多様な働き方の実現に資する都市整備のあり方、官民連携等について、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策を検討する。 | - | 調査実施件数:2件 全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合(H32年目標値:10%) |
| (7) 国際機関等拠出金 (平成9年度) | 279 | 33 (33) | 39 (39) | 43 (43) | 42 | OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、不安定な世界経済下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、経済・社会・環境・財政変動に対応可能な都市であるレジリエントシティ施策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援、海外展開に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るとともに、同委員会が実施する「レジリエントシティプロジェクト」にかかる費用の一部を拠出し、我が国の都市政策の経験・課題を共有することで、国際的に共通する都市課題への対処について貢献する。 | - | 調査研究件数:1件 OECD地域開発政策委員会が実施する都市分野プロジェクトの調査報告を毎年1件有することとする。 |

| | | | | | | | | | |
|------------|---|-----|--|--------------------|--------------|--------|---|-----|---|
| (8) | 防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度) | 280 | 44 (0) | 44 (0) | 44 | 44 | 当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 | - | - |
| (9) | 都市再生推進経費(平成19年度) | 281 | 199 (191) | 235 (229) | 231 (228) | 222 | インフラ海外展開の推進のため、日本が強みを有する環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開の事例収集、現状把握を行う。これらにより、我が国の民間企業の海外でのビジネス機会の拡大を図る。 また、都市施策の推進のため、都市開発分野等の個々の施策において、ニーズ等の調査、分析を行い、都市交通分野等の安全向上等についての調査・検討を行う。 | 102 | - |
| (10) | 民間まちづくり活動促進事業(平成24年度) | 282 | 160 (130) | 98 (95) | 98 (93) | 80 | 都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。内容は以下のとおり。 ・先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。事業主体は都市再生推進法人、民間事業者等(補助率1/3、1/2、10/10)。 | - | 市民・企業・NPOなどによる活動地区数(H28年度活動見込:80) まちづくり関連協定の活用等により、まちの魅力を増進し、又は公的負担を軽減するまちづくり活動に取組む地区数(累計)(H30年度目標値:66) |
| (11) | 集約型都市構造化推進調査経費(平成25年度) | 283 | 188 (171) | 197 (192) | 142 (136) | 132 | 集約型都市構造の形成を促進するためには、地域の合意形成、都市機能・居住機能の誘導効果をより向上させるための都市計画等制度・運用の充実、実行段階での的確な評価と計画・施策への反映が課題である。 平成28年度においては、第一の合意形成に関しては、「手法・プロセス」、「必要性や効果等を説明するデータ整備」の観点から、第二の都市計画等制度・運用に関しては、立地適正化計画に基づく集約型都市構造への転換を支える土地利用適正化方策、集約エリア外における都市と緑・農が共生するまちづくりを推進する観点から、第三の評価に関しては、「達成状況の的確な評価と計画・施策への反映」の観点から必要な調査検討を行い、運用指針、ガイドライン等の整備や手法の充実等を行う必要がある。 | 98 | 集約型都市構造化推進調査の調査実施件数(H28年度活動見込:6) 集約型都市構造化推進調査の実施団体数(H28年度活動見込:12) 立地適正化計画を作成する市町村数(H32年度目標値:150) |
| (12) | 集約都市形成支援事業(平成25年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI関連】 | 284 | 500 (27) | 91 (79) | 409 (398) | 307 | 立地適正化計画等に基づくコンパクトなまちづくりを、計画の策定、合意形成、建築物跡地の適正管理などソフト施策を中心に総合的に支援することにより、歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速する。内容は以下のとおり。 ・歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化を促進するための支援(①低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針、PRE活用計画の計画策定支援、②コーディネート支援、③施設の移転促進、④建築物跡地等の適正管理支援に対する助成)を行う。事業主体は地方公共団体、鉄道沿線まちづくり協議会、民間事業者等(補助率1/3、1/2)。 【APのKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、人口減少社会における都市の活力の維持・向上に寄与すると見込んでいる。】 | 98 | 歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化に取り組んでいる市町村数及び協議会数(H28年度活動見込:228) 立地適正化計画を作成する市町村数(H32年度目標値:150) |
| (13) | 国際競争力強化・シティセールス支援事業(平成26年度) | 285 | - | 300 (113) | 300 (213) | 402 | 都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に外国企業及び高度外国人材(以下「外国企業等」という。)を呼び込むため、国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図ることを目的とする。 特定都市再生緊急整備地域を対象として、都市再生緊急整備協議会による外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画の作成(補助率2分の1)や、整備計画に基づくソフト対策及びハード対策を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び都市再生緊急整備協議会。 また、外国企業等の地域拠点の立地を促すため、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される整備計画に記載された国際競争力強化施設の整備に要する費用を支援する。 | - | 当該年度に支援を行う都市再生緊急整備協議会等数(H28年度活動見込:9) 外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画を策定した地域数(累計)(H30年度目標値:11) |
| (14) | 歴史的風致活用国際観光支援事業(平成27年度) | 286 | - | - | 35 | 85 | 広域観光周遊ルートの形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に対する支援し、総合的な支援を行う。 | - | 広域観光周遊ルート形成の一環として、本事業の整備計画を作成した協議会数:15 整備計画を策定して本事業を実施した歴史的風致維持向上計画認定都市数(H31年度目標値:33都市) 訪日外国人旅行者数(H32年度目標値:4,000万人) |
| 施策の予算額・執行額 | | | 44,295 (22,969) | 41,478 (19,061) | 39,007 | 32,320 | 施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの) 【閣決(重点)】(業績指標97、98) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日) | | |
| 備考 | | | 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】にあるKPI「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数」及び「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。 | | | | | | |